

行政書士いわて

gyosei shoshi

2006.5月号

第107号

平成18年5月25日発行

発行所 **岩手県行政書士会**
発行人 (会長) 中澤 弘文
〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館5階
TEL 019-623-1555
FAX 019-651-9655

CONTENTS

- p 1 自動車登録相談会
- p 2 新会社法の研修会
- p 3 電子定款の研修会
- p 4 司法研修レポート
- p 5 司法研修を受講して
- p 6、7 法務資料(電子定款)
- p 8、9 経審の改正について
- p 10 会員の動き
- p 11 事務局日誌
- p 12 専門業務研究会の報告



市民から自動車登録について相談を受ける 岩手運輸支局にて

平成18年3月27日から31日までの期間、岩手運輸支局において自動車登録臨時相談会が開かれました。
年度末は自動車登録窓口が混雑するため、岩手運輸支局からの依頼により岩手県行政書士会の会員が自動車登録の臨時相談会の対応に当たることになっております。
今年も、相談会では当会会員が相談窓口で対応に当たりました。

市民の自動車登録に対応する

運輸支局で会員が窓口相談

相談件数は5日間で41件と非常に多く、会員12名の適切な対応により、スムーズな登録業務へつなげることができました。
自動車登録は行政書士の業務として会員が携わっておりますが、行政書士の存在を市民にアピールできました。

自動車登録相談会に参加して 盛岡支部 横山 勝

岩手運輸支局主催の自動車登録相談に参加しました。
この相談会には、6回もの研修で鍛錬を積んだ12人の行政書士が対応しました。相談会場は毎日、活気に満ちておりました。
自動車登録相談は「職人技」です。何種類もある手続の概要を頭に入れ、お客様が持ってきた書類に素早く目を通し、手続き出来るのか、出来ないのかを瞬時に判断し、手続き出来る場合は書類作成の指導に入り、出来ない場合はその理由を説明します。
これを朝から夕方までずっとやっていると疲れますから、そりや大変です。(笑)決して「無事に終わった」とは言い切れませんが、参加した皆さんは自動車登録の何たるかを理解し、今後の業務につなげていくことができるのではないかと思います。
この事業を通じて、行っている行政書士が少ないといわれる自動車登録業務を行うことが出来る人が増え、行政書士の業務確保につながっていかばと思います。
参加した皆様、本当にお疲れ様でした。



自動車登録相談を前にしての研修会

研修会レポート

新しい会社法を 研究する



新しい会社法の施行に対応するために真剣な研修となりました

東京都司法書士会の金子登志雄先生を講師に

会社の実態に即した 定款作成について学ぶ

第2回業務研修会

5月13日、ホテル東日本において「新会社法施行・定款の重要性（定款自治）」をテーマに研修会が開催されました。

講師に東京都司法書士会の金子登志雄先生をお招きしておこなわれました。

内容は、「会社の実態に即した定款作成」と題して定款の変更や作成

について集中的に学びました。

新会社法は、定款自治の範囲を拡大させています。それにより自由度が増す反面、コンプライアンス（法令遵守）が重要視されております。

私共行政書士業務のひとつである定款の変更や作成は、新会社法に即したものでなければならず、その選択・判断・アドバイスは重要です。

そこで、昨年に引き続き金子先生を再度講師としてお招きして研修会を開催致しました。

会員名簿を 行政書士会の ホームページに 掲載しています。

岩手県行政書士会では、ホームページ内に会員名簿を掲載しています。会員からの掲載申込方法は、岩手県行政書士会ホームページ・サイト内情報の様式ダウンロードより「会員情報ホームページ掲載用調査票」をダウンロードし必要事項を記入のうえ、FAXにてお申込下さい。（FAX019-651-9655）
「会員情報ホームページ掲載用調査票」をダウンロードできない方は、事務局にご連絡願います。
（TEL019-623-1555）



電子定款の基本からしっかり学ぶ研修となりました

電子定款とは何か

日行連・家森委員を招いて研修

(日行連ICT推進委員会委員)

第11回業務研修会

3月11日、ホテルメトロポリタンにおいて、「電子定款作成代理業務から電子政府・電子自治体の実情を見る」と題して研修会が開催されました。

講師は、日行連ICT推進委員会委員の家森健先生です。

研修会では、電子申請での必須アイテムの住基カードの取得、併せて法人代表者電子証明書の取得の代理代行手続で活かせる行政書士の電子的実務などについて詳しく研修しました。

電子申請関係の第一人者として大変ご活躍の家森健先生の豊富な知識と体験からお話しをしていただきました。

今後の電子定款の作成の代理業務の参考にすることが出来ました。

<http://www2u.biglobe.ne.jp/~i-gyosei/>

岩手県行政書士会 ホームページ 更新情報

会員メーリングリストでお知らせしています。

岩手県行政書士会ホームページの更新情報については、会員メーリングリストで随時お知らせしております。すでに次の内容で更新されています。会社法の施行に伴う会社登記についてのQ&A、会社法施行後の会社の目的における具体性の審査の在り方について、経営事項審査申請の手引き(更新)、特例有限会社の商号変更における議事録と定款記載例など。

自動車関係手続の ワンストップ窓口を めざして

第10回業務研修会

1月13日、ホテル・ルイズにおいて、伝達研修が行われました。

「自動車保有関係手続のワンストップサービス稼働開始に向けて」についての講師は、岩手県行政書士会北上支部支部長の斉藤徳志会員です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」、「特殊車両通行許可オンライン申請について」、「農地制度の改正について」、「国際取引契約法及び国際取引紛争の処理」についての講師は岡田秀治企画開発部長が担当しました。新しい情勢を踏まえた研修として参考になるものとなりました。

1、司法研修の背景及び目的

近年、政府は国民の司法サービスに対する様々な要請に対応するため、司法制度改革を推進しており、岩手県行政書士会の上部組織である日本行政書士会連合会では、この流れを受けて、行政手続法における聴聞代理、行政不服審査法における不服申立代理、簡易裁判所における訴訟代理、家庭裁判所に関する代理、行政事件訴訟法における出廷陳述権、裁判外における法による紛争の解決の促進に関すること（ADR）の代理人資格等の司法手続及び準司法手続に、行政書士が参入することを目指して様々な活動をしております。

そしてその準備のために、日行連は各単位会に向けて、これまでの業務研修に加え、行政書士の「司法研修」の実施を推奨しており、本会もその対応のために平成16年秋に新たに司法研修委員会を立ち上げました。

司法研修委員会は、行政書士の司法・準司法手続への参入準備のためという目的は勿論のこと、それにとどまらず、広く行政書士一般の更なる資質向上のため、また既存業務においても法律的知識の裏付けを図ることがより高度な法的サービスの提供に資するとの考えに基づき、従来実施されてきた業務内容ごとの研修会とは別に、業務に関連する法律それ自体についての研修（司法

研修）を実施するために活動しております。

2、これまでの活動内容

立ち上げ以来1年半が経過致しましたが、その間に、「行政書士のための民法講座」及び「平成17年度司法研修」の二つの研修講座を企画、実施致しました。

まず、「行政書士のための民法講座」では、平成17年1月から3月の期間、菅野耕毅先生（岩手医大名誉教授）をお招きし、全6回の民法全般に関する講義をして頂きました。

次に、「平成17年度司法研修」では、岩手大学人文社会科学部との間で平成17年3月に交わした覚書に基づき、大学の科目等履修制度を活用した研修講座を実施致しました。具体的には、平成17年10月から平成18年

司法研修レポート

行政書士の法律専門力の向上をめざして

3月までの期間、行政救済法（高野修教授担当）及び親族相続法（宮本ともみ助教担当）の2科目について、それぞれ全15回の講義をしていただきました。

3、平成18年度の司法研修

現在、平成18年度の司法研修の実施に向けて関係各所との間で協議をしております。

司法研修委員会 委員長 廣嶼 文哉

今後変更の可能性はありますが、現段階では昨年度とは大きく形を変え、前期（6月～7月）及び後期（9月～11月）の2期に分けて研修講座を開催し、いずれにおいても岩手大学からの

派遣講師と、行政書士会から個別に依頼する弁護士等の講師の方に、民法・会社法等を中心に全5回の講

義をしていただくことを予定しております。

4、今後の展望

司法研修により身につけた法律知識と、これまで行ってきた業務研修や実務経験を複合的に活用し、より質の高い業務実績を積み重ねていくことが将来の業務拡大等の具体的な成果を生むものと考えております。

今後とも会員各位のご意見、ご要望等を参考にしながら、より充実した司法研修を実施していきたいと考えておりますので宜しくお願致します。



司法研修を終えた会員のみなさん（岩手大学にて）

1 司法研修について

4月1日に、司法研修を受講しての感想についての原稿依頼がありました。受講者の代表ということではなく、たまたま受講者の一人としての感想ということ、引き受けることにしました。

丁度この日(4月1日)は、大学から受講者に単位修得証明書が送付された日でありました。内容は、公共政策論 特論B(行政救済法) 2単位と民事法 特論B(親族、相続/家事審判法) 2単位について岩手大学長から単位を修得したことを証するとの通知なのですが、私の想定外の事としては、両科目の成績(優、良、可の評価。不可の場合は、単位未修得)までが、記されておったことです。

そういうこともあって、秋から厳冬(受講生の期間は、平成17年10月1日から18年3月31日まで)にかけて数ヶ月の奮闘に想いをいたしたところへのタイミングの良い原稿依頼でしたので、まずは記憶が薄れないうちに、何か書きとめておくことも必要ではないだろうかという気がおきたようにも思います。そもそもこの司法研修は、平成17年度の岩手県行政書士会の目玉事業の一つであって、会員の皆さんが大変注目し、期待していたのではないかというのが、私の受け止め方でした。それは、司法研修の受講によって、法律知識の向上はもとより、行政書士が街の法律家として社

会から評価が高まるだろうと期待があつたからです。特に平成16年12月に裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律(以下「ADR法」という。)が公布されましたが、これとの関わりにおいて行政書士にも民事紛争の予防と解決についての果たすべき役割があるというところで、日本行政書士会連合会がADRの業務に参入することを表明されたのです。このことの詳細については皆さんご存知のとおりですが、残念ながら、ADRの業務について、司法書士には門戸が開かれたのに対し、行政書士については、将来再度検討するということでは認められません

でした。仄聞するところ、行政書士の業務は、あまりに幅広くこれぞという専門性が認めがたいというのが主たる理由のようであります。こういう状況の中、行政書士法の一部改正により、研修の義務化が図られました。ここで、司法研修が一躍脚光をあびることになりました。具

司法研修を受講して

盛岡支部 千葉幸兵

体的には、専修大学大学院をスタートに、全国の数県においてそれぞれの学校で大学院の科目履修生として単位を取得できることにより、限られた範囲ではあっても行政書士が、大学院生のレベルにあるとして認められることになったからです。幸い、本県においても新旧会長はじめ役員の方々の努力により、いち早く岩手大学において司法研修が実施されることになりました。以下、講義の概要と感想について、ほんの触りですが、紹介したいと思えます。

2 講義の概要と感想

平成17年10月3日開講。最初は大学の広いキャンパスの中、多数の若い学生とすれ違いながら期待と少々の不安の中で講義に臨んだが、順調に推移、まれにみる厳冬にも関わらず学友と共に皆勤。充実した研修で、学生気分を満喫できました。

(1) 1時限 人文社会学科の高野教授(講義14回)の行政救済法70頁もの膨大にして詳細なプリントが配布される。無駄話はほとんどなく、熱心に、濃密な格調の高い講義であった。講義内容は、行政過程における行政訴訟(中心は行政不服審査法)と行政訴訟(主として行政事件訴訟法)とであるが、判例を多く使って具体的に話されるので、興味深かったが、講義の進み具合は、学生の講義の倍の速さということを決して易しくはなかったと思う。難点は、板書が達筆すぎたこと。

(2) 2時限 人文社会学科の宮本ともみ助教(講義10回)と須山通治弁護士(4回)

宮本ともみ助教は、中央大学で研鑽されてから岩手大学にいられたことで、いろいろ興味深い話を聞くことが出来た。家族法のテキストと要点をまとめたプリント、六法全書を駆使しながら受講生に密着した親愛のこもった講義であった。少し甲高い、明るいが懐かしく思っているのは、私だけではないでしょう。須山弁護士は、1回目は、かなり受講生をしごきにかけているのではないかと印象があつたが、有益な資料を沢山提供され熱心に指導。実務面では、大変役に立つ内容だったと思う。

3 これから受講される方に

今回の受講生は、13名(岩手県9名、青森県3名、秋田県1名)でした。
毎週月曜日延べ15回(1時限は14:45~16:15 2時限は16:30~18:00)
15回のうち最終日はテスト(行政救済法はレポート)
入学金 28,200円 授業料 1科目 28,600円(2科目 59,200円)
行政書士の資質の向上、新たな発展のために、多くの方の受講を期待しております。

法務資料

電子定款作成

代理業務とは

去る3月11日、電子申請の第一人者である東京都行政書士会の森健(いえもり つよし)先生をお招きし、「電子定款作成代理業務から電子政府・電子自治体の実情をみる」というテーマで研修が行われました。

当日の研修会は「行政書士業務とオンライン申請手続」というテーマで行われました。

岩手県における電子申請、電子定款作成代理業務、自動車保有関係手続(OSS)等の環境整備など、3時間という時間が短く感じるほど、内容の充実した研修会でした。

1. 電子定款とは

ところで、定款作成業務は行政書士にとって重要な業務ですが、電子定款とはどのようなものなのでしょうか。

今までは、定款を作成し依頼者に代わって公証役場で公証人の認証を受ける「嘱託代理」が主流でした。そして、行政書士法の改正により作成した定款に定款作成代理人として行政書士が記名押印できるようになりました。(定款作成代理)

これが、公証役場での電子公証制度が開始されたことによって、電子的に作成した定款に行政書士用電子証明書による電子署名を利用し公証人が電子認証を付与する「電子定款作成代理」が可能となったのです。

2. なぜ電子定款か

変わりつつある行政書士の業務では、なぜ電子定款なのでしょう？

それは、電子的に作成した定款に電子署名することにより、今まで紙で作成した定款に必要な「印紙代4万円」が不要になるからです。

紙定款で印紙税4万円を納付するのと、電子定款で納付しなくて済むのと、どちらを選

到来！ 電子申請の時代

次長 筒井 寧
広報・監察部

びますか、と問われたら当然、電子定款を選択するのではないのでしょうか。
おりしも、5月1日より「会社法」が施行され、法人設立の増加が予想されます。
「印紙税4万円不要」は法人設立を検討している方には大きなメリットです。

事実、電子定款認証が可能な地区の行政書士はこぞ「電子定款作成代理業務」を実践しています。

また、商業登記の行政書士への開放運動も展開されており、法人設立から許認可まで、一貫した電子申請代理業務に行政書士が活躍できる時代になってきたのです。

ただ、残念なのは、岩手県においては未だ「指定公証人」(法務大臣から指定を受けた公証人)が少ない

臣から指定を受けた公証人(公証人法第7条ノ2第1項)が少ない

ので、現在のところ電子定款による恩恵にあずかれません。
しかしながら、将来的には「指定公証人」が配置されると考えられます。配置されるよう要望していかなくてはなりません。
従って、今からでも遅くはないのです。来たるべき電子定款作成代理業務について準備を進めていきましょう。

3. 電子定款には何が必要か

電子定款作成に必要とされる環境として次のものが求められます。
電子定款認証を行うためには、「電子証明書」「電子署名プラグイン」「PDF作成ソフト」「公証人の電子証明書検証ソフト」を準備する必要があります。

「電子証明書」
法務省の告示により電子公証制度で使用できる電子証明書が明記されています。行政書士用電子証明書(日本商工会議所発行のビジネス認証サービスタイプ1-G)は電子公証制度で利用することが可能です。

「電子定款に電子署名を付加するための署名プラグインソフト」
日本公証人連合会のホームページでは(株)日立製作所の「電子署名プラグイン「TYPE1」と(株)リーガルの「電子認証キットPRO」が明記されています。

「電子定款文書をPDF形式にするためのソフト」
 ・アドビシステムズ㈱の類似のソフトウェアとしてAdobe Reader (アドビリーダー、アクロバトリーダー) というものがありま
 すが、これはPDF文書を開
 覧、印刷することが
 できるソフトウェア
 であり、PDF文書を作成する機能はありま
 せん。
 「電子公証された電子文書を表示するためのソフト」
 日本公証人連合会のホームページでは㈱日立製作所のソフト「電子公証クライアントA」が明記されています。ただし、電子署名プラグインにおいて㈱リーガルの「電子認証キットPRO」を用意された方については、公証人の電子証明書検証ソフトを準備する必要はありません。

会社の定款作成で行政書士の活躍が求められます……

「準備物まとめ」
 ・OS(Windows)
 ・ワープロソフト (word 一太郎等)
 ・Adobe Acrobat7.0

・日立電子署名プラグインTYPE-J又はリーガルの電子認証キットPRO
 ・電子公証クライアントA (TYPE-Jの場合は別途必要)
 ・行政書士用電子証明書 (ビジネス認証サービスタイプ1ーG)
 準備を整え電子定款を作成し、署名を行います。

4. 電子定款

作成代理業務

電子定款作成代理業務を行うに際しては、電子定款作成代理業務マニュアルが日本行政書士会連合会のホームページに掲載されておりま
 してあります。

日本行政書士会連合会のホームページ (<http://www.gyosei.or.jp/>)

会員ページ

行政書士用電子証明書の順に進んでください。
 (詳細が記載されています。)

お知らせ

・ **会員メーリングリストへ!**
 ・ **専門業務研究会へ!**
参加は、会のホームページから

岩手県行政書士会のホームページ
<http://www2u.biglobe.ne.jp/~i-gyosei/> を開きます。
 左側の下段“法テラス”のバナーの下の
[岩手県行政書士会](#)
[業務研究メーリングリスト](#)
[参加申し込み](#) を
 クリックして、申込事項を入力します。

合併市町村の会員は変更登録を

次の市と町の会員で合併により事務所住所に変更がある会員は、変更登録をすることになります。

(新自治体)宮古市、八幡平市、一関市、遠野市、西和賀町、花巻市、洋野町、二戸市、盛岡市、奥州市、久慈市。

会員本人による変更登録の申請が必要となります。次の手順で手続きをお願い致します。

(1) 会員本人が行政書士変更登録申請書を単位会に提出することにより変更を申請します。

(2) 事務所所在地、自宅住所、本籍が変更になった場合、それぞれが変更になったことを市町村長が証明した証明書を添付します。同証明書についてはコピーでも可(原本確認印及び確認者印の押印が必要)。

(3) 事務所所在地が変更になった場合は、証票が差し替えになるので、証票用の写真一枚を添付します。

(4) その他は通常の変更登録と同様の扱いとなります。

建設業関係 実務資料

経営事項審査 制度の改正

平成18年5月1日より、経営事項審査が一部改正されております。主な改正点は次のとおりです。

経審の改正点

1 完工高評価点(X1)の改定

近年の建設業界における完成工事も高の減少に伴って、全体的に下がっていたX1評価をかさ上げするものです。X1(平均完成工事高)評価の算出基準となる「評価テーブル」が、X1評価の平均値を14点(総合評価点換算では4.9点分)かさ上げされるように改正されました。例えば、土木一式工事の場合、年間平均完成工事高(5億5千万円)の会社においては、旧評価は
 $24 \times 550,000 + 100,000 + 765 = 897$
 でしたが、新評価は
 $25 \times 550,000 + 100,000 + 777 = 914$
 となります。

2 防災協定締結業者への加算

自社の負担を伴いながら防災活動を行っている建設業者の社会貢献活動を評価するために設けられた制度です。国や地方公共団体等と防災協定を締結している建設業者について、防災協定の有無(W5)として3点の加算評価がなされます。W評価とは、その他の審査項目を表す指標で、労働福祉の状況(W1)、工事の安全成績(W2)、営業年数(W3)、公認会計士等数(W4)の合計数値です。なお、加算評価されるために、確認書類として次のいずれかの書類が必要で、

「1」 国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定の写し。

防災協定とは、「災害時に建設業者の防災活動などについて定めた建設業者と行政機関などとの間の協定」と定義されており、

単独企業が行政機関と協定を結ぶことについては、各行政機関の防災協定担当課に確認することが必要になります。

「2」 社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体が締結している防災協定の写し。申請者が当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(当該団体の活動計画書や証明書等)。

なお、若手県建設業協会は若手県

との間で防災協定を締結しております。

3 加算対象となる技術資格の追加

電気通信工事業について新たに次の資格者が、技術職員数値算出の際に「その他の技術者」として1点の加算対象となります。

「電気通信主任技術者資格者証の交付を受け、5年以上の実務経験を有する者」。

これは、平成18年4月1日以降に新たに、電気通信工事業においてこの資格者が営業所専任技術者になることができることされたことに対応したものです。なお、審査基準日が平成18年3月31日以前の場合は加算対象となりません。

4 加算対象となる資格の位置付けが改正されます。

ZまたはWの加算対象となつてくる次の資格については、平成18年4月1日以降これらに対応する資格試験が国土交通大臣の登録制度として実施されることとなります。これにより、資格の名称の変更等がありますが、経営事項審査上の基本的な取扱いについては従来どおりです。

- 「1」 地すべり防止工事士
- 「2」 一級計装士
- 「3」 建設業経理事務士

5 様式の改正について

上記の改正に伴い、別記様式第25号の11別紙3「その他の審査項目(社会性)」(2004帳票)が改正

されました。

「その他審査項目(社会性等)」について、「防災協定締結の有無」欄が追加され、「三級経理事務士」欄が削除され、「建設業経理事務士等数」が「公認会計士等数」に変更されました。

新様式については若手県建設技術振興課のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/~4p0610/>

再審査の手続

前記の改正による新制度の適用は、平成18年5月1日からになります。

すでに経審の申請が終わっている会社で、完工高評価テーブル及び防災協定締結業者の加算評価についての新基準での評価を希望する場合は、再審査の手続きをする必要があります。

再審査の申立てについての主な留意点は次のとおりです。

1 申立期間

平成18年5月1日(月)から平成18年8月28日(月)まで

2 再審査の対象となる経営規模等評価結果

再審査の対象となる経営規模等評価の結果は、再審査を受けようと

する日の1年7ヶ月前の日以降を審査基準日とするものです。
 防災協定締結業者の加点評価に係る再審査の場合は、対象となる審査基準日時点で有効な防災協定を締結していることが必要です。

3 提出書類及び申立書記載の留意事項

(1) X1(完成工事高)の評点テーブルの改正に係る再審査の提出書類

経営規模等評価再審査申立書
 (建設業法施行規則別記様式第25号の11)

別紙1～3の提出は不要です。
 当初の経営規模等評価申請書の写し(審査行政庁の受付印が押印された申請書1枚目の写しのみ提出してください。)
 当初の経営規模等評価結果通知書(以下「旧結果通知書」という。)の写し

(2) 防災協定締結業者へのW点の加点に係る再審査の提出書類等

提出書類
 経営規模等評価再審査申立書
 (建設業法施行規則別記様式

第25号の11)及び別紙3(その他の審査項目)

別紙1～2の提出は不要です。
 当初の経営規模等評価申請書の写し(審査行政庁の受付印が

押印された申請書1枚目の写しのみ提出してください。)

当初の経営規模等評価結果通知書(以下「旧結果通知書」という。)の写し

国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体と締結している防災協定の写し

社団法人等の団体が国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体が締結している防災協定の写し、申請者が当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(当該団体の活動計画書や証明書等)。

防災協定締結業者の加点評価に係る再審査を行う場合は、X1(完成工事高)評点についても自動的に新評点テーブルで再審査されることになりま

すので留意願います。

4 提出部数

正本1部、副本2部

5 提出場所

主たる営業所の所在地を所管する地方振興局土木部

6 再審査手数料 無料

7 その他

(1) 旧結果通知書の取扱

再審査による経営規模等評価結果通知書を受けた場合でも、旧結果通知書については、発注者が当面競争入札参加資格の確認等に当たって活用することも想定されるため、回収は行いません。

(2) 申請時期と結果通知書交付の関係

平成18年4月3日までに受理された経営事項審査の申請書に係る結果通知書

「旧基準」が適用になります。なお、再審査の申立てをすることで、「新基準」による結果通知書を受け取ることができます。

平成18年4月4日から平成18年4月28日までに受理された経営事項審査の申請書に係る結果通知書

X1評点が自動的に「新基準」の適用になります。

ただし、防災協定を締結している場合等には、平成18年5月1日以降に再審査の申立てを行う必要があります。

平成18年5月1日以降に受理された経営事項審査の申請書に係る結果通知書

「新基準」が適用になります。

(3) 平成18年5月以降に有効期限を迎える経営事項審査の申請について

防災協定を締結している等の申請者が平成18年5月以降に有効期限を迎える経営事項審査を平成18年4月28日までに申請した場合は、平成18年5月1日以降に防災協定締結業者の加点評価に係る再審査の申立てを行う必要があります、申請者の負担が増大することから、特段の事情のない限り、平成18年5月1日以降に新基準での経営事項審査の申請をされるようお願いいたします。

8 経営規模等評価再審査申立書等の様式

経営規模等評価再審査申立書は、岩手県建設技術振興課のホームページからダウンロードできます。
<http://www.pref.iwate.jp/~4p0610/>

以上、岩手県建設技術振興課のホームページ等から要約しました。
 (広報・監察部 服部尚樹)

入会

おめでとうございます。

千田 傳 水沢支部

(事務所)

奥州市胆沢区若柳字寺下331番地
電話0197 46 3241
平成18年1月1日登録・入会

吉田 隆幸 一関支部

(事務所)

一関市舞川字馬洗淵102番地1
電話0191 31 7114
平成18年3月1日登録・入会

神山 重久 水沢支部

(事務所)

奥州市水沢区字南大鐘105番地2
電話0197 24 3946
平成18年3月1日登録・入会

広野 善弘 水沢支部

(事務所)

奥州市江刺区稲瀬字二丁目104番地
電話0197 35 5603
平成18年3月20日登録・入会

事務所・住所移転

よろしくお願ひします。

岡本 寛 盛岡支部

(新事務所)

盛岡市東安庭二丁目1番64号
ドミールシンB 201号
電話090 2790 2083

会員の動き

吉田 境 大船渡支部

(新事務所)

大船渡市日頃市町字長安寺49番地3
電話0192 27 9735

島山 弘 盛岡支部

(新事務所)

盛岡市玉山区好摩字夏間木83番地14
電話019 682 1000

中野 信雄 宮古支部

(新事務所)

宮古市刈屋第13地割34番地10
電話0193 72 2005

吉田 武四郎 釜石支部

(新事務所)

釜石市新町10番9号神幸ハイッ
101 B
電話0193 23 9622

蒲生 昭右衛門 大船渡支部

(新事務所)

陸前高田市高田町字杉並97番地
司ビル103号
電話0192 55 5711

門田 善悦 一関支部

(新事務所)

一関市川崎町門崎字所萱47番地2
電話0191 43 4010
自宅電話
0191 43 3995

新井山正仁 盛岡支部

(事務所新名称)

行政書士にいやま事務所

蒲生 昭右衛門 大船渡支部

(事務所新名称)

行政書士蒲生昭右衛門事務所

退会

大変ご苦勞様でした。

三瓶 英之 一関支部

平成18年2月15日

及川 國司 水沢支部

平成18年2月17日

有馬 達男 北上支部

平成18年2月20日

木村 忠一郎 釜石支部

平成18年3月6日

村山 輝雄 盛岡支部

平成18年3月31日

藤沼 隆志 盛岡支部

平成18年3月31日

青木 榮美 水沢支部

平成18年3月31日

斉藤 金三 北上支部

平成18年3月31日

訃報

ご冥福をお祈りします

伊藤 洋子 盛岡支部

平成18年2月22日

滝沢村鵜飼字向新田7・60

佐藤 一男 花巻支部

平成18年3月18日

石鳥谷町東中島8・46

事務局日誌

1月5日	川徳無料相談会 高橋裕会員	2月15日	司法研修について岩手大学と打合せ 廣嶼司法研修委員長
1月10日	新年挨拶回り 県知事、県庁市町村課、IT推進課、建設技術振興課、資源エネルギー課 中澤会長、三浦副会長	2月16日	自動車登録研修について岩手運輸支局と打合せ 横山勝会員
1月10日	第10回業務研修会 ホテル・ルイズ、自動車保有関係手続きのワンストップサービス稼働開始に向けて、その他伝達研修 44名参加 平成18年新年のつどい ホテル・ルイズ 30名参加	2月20日	第7回正副会長会 本会事務局 中澤会長以下3名 第4回司法研修委員会 本会事務局 中澤会長以下4名
1月19日	日行連部長会・理事会 東京 中澤会長	2月21日	自動車登録研修 岩手運輸支局 横山勝会員他12名
1月20日	日行連新年賀詞交歓会 東京 中澤会長	2月24日	第4回選挙管理委員会 本会事務局 佐藤登志男選挙管理委員長以下5名 成年後見全国行政書士協議会意見交換会(25日) 東京 岡田企画開発部長
1月25日	全国ADR担当者会議 東京 野尻佳宏会員	3月2日	日行連広報部会 東京 中澤会長
1月26日	著作権実務研修会 東京 隅田哲晴会員	3月6日	川徳無料相談 細川榮子会員
1月27日	岩手県産業廃棄物協会新春懇話会 サンセール盛岡 中澤会長	3月7日	自動車登録研修 岩手運輸支局 横山勝会員他8名 日行連ICT推進委員会 東京 中澤会長
1月31日	ICT推進委員会 東京 中澤会長	3月7日	第4回広報・監察部会 本会事務局 瀬藤広報・監察部長以下4名
2月2日	川徳無料相談会 細川榮子会員	3月8日	第2回企画・第一業務・第一業務合同部会 農林会館 三浦副会長以下9名
2月3日	自動車登録研修について岩手運輸支局と打合せ 横山勝会員	3月9日	自動車登録研修 岩手運輸支局 横山勝会員他8名
2月6日	自動車登録研修について岩手運輸支局と打合せ 横山勝会員	3月11日	第11回業務研修会 ホテルメトロポリタン盛岡

2006ITフェアinアイーナ

6月16日(金) 10:00~16:00
 アイーナ(いわて県民情報交流センター)4階県民プラザ
 (盛岡駅西通 マリオス向いの新施設です。)
 入場無料
 出展予定企業
 (株)ICS、NEC、NTT東日本、(株)NTTドコモ東北、KDDI(株)、
 (株)日立製作所、富士通(株)
 情報ベンダ各社の最新機器、システムを是非ご覧下さい。
 お問い合わせ
 岩手県 地域振興部 IT推進課
 TEL 019-629-5313 E-MAIL AB0006@pref.iwate.jp

3月13日
 「行政書士業務とオンライン申請
 手続」講師 日行連ICT推進委員
 会委員家森健氏 52名
 自動車登録研修 岩手運輸支局
 横山勝会員他7名

3月16日
 自動車登録研修 岩手運輸支局
 横山勝会員他6名
 日行連部長会 東京 中澤会長

3月17日
 第9回総務・経理部会 事務局
 千葉副会長以下5名
 行政書士試験実施結果報告会
 東京 中澤行政書士試験責任者
 3月27日
 自動車登録研修 岩手運輸支局
 横山勝会員他5名

3月30日
 第5回広報・監察部会 本会事務局
 瀬藤部長以下5名
 自動車登録相談 岩手運輸支局
 横山勝会員以下5名

3月31日
 自動車登録相談 岩手運輸支局
 横山勝会員以下5名

編集後記

昨年から、本誌の段組を縦組みに変えました。読みやすいでしょうか。全ページがフルカラーの紙面を、会のホームページでは掲載しておりません。ぜひアクセスして、ご覧ください。

この時期も、岩手県行政書士会主催の研修会や専門業務研究会主催の研修会などが精力的に開催されました。参加会員の意気込みを感じました。そして、つかの間の談笑……貴重ですよ。

出席すれば必ず貴重な情報が得られます。業務経験の豊富な会員も、経験の短い会員も、新しい情報の修得で、業務アップにつながることを請け合いです。今後も、立ち席が出るほどの参加を……。

(広報・監察部 高橋 裕)

専門業務研究会 情報コーナー

産廃研究会

でを 談務 相実 擬申 請請 チェ ック

産廃業務研究会では「産廃業務の基本を理解する」をテーマに、「産廃廃棄物収集運搬業許可申請書マニュアル」と「産廃で扱う品目・施設」についてプロジェクトチームを結成し、岩手県資源循環推進課の指導・監修のもと、研究調査を行う活動をしてきました。

昨年は、「産廃収集運搬業許可申請書」について詳細なマニュアルを作成し研修会を開催しました。

マニュアルの内容は

産廃廃棄物収集運搬業許可申請に関する「廃棄物処理法」など根拠条文と許可申請の流れの解説、記載

例を基にした許可申請書作成にお

けるポイントの説明
添付書類の確認ポイントと作成
要領
などです。

また、「産廃で扱う品目・施設」
においては、許可申請書作成におい
て重要なポイントとなる産廃廃棄
物の品目とそれを取り扱うための
適切な車両・容器について、前記マ
ニュアルとともに活用できる資料集
を作成しております。

- 1 資料の内容は
- 2 産廃廃棄物の種類

建設研究会

会員の業務知識を “Q & A”に 集約しよう

3月24日、農林会館において、建設研究会が開催されました。研究会として作成した「建設業許可Q & A」の冊子を配布して、内容の確認と

- 3 特別管理産廃廃棄物の種類
- 4 車両評価の目安一覧表（容器を使用する場合・容器を使用しない場合）
- 5 容器評価の目安一覧表
- 6 品目解説
- 7 車両解説
- 8 容器解説
- 9 用語集

4月17日には、農林会館でこれを使用し、実際の業務の流れを模擬相談形式で行う研修会を開催しました。

この研修では、プロジェクトメンバーが依頼者と行政書士になって相談を受けながら、申請に必要な

今後の方向について意見交換を行いました。

この「Q & A」は、会員の業務経験から得られた業務知識を元にして作成され、希望会員に配布されました。

Q & Aの内容確認においては、経営業務管理責任者は別会社の代表取締役になれるかどうか、経営業務管理責任者を変更する場合の留意点などについて、岩手県での取り扱いにも触れて解説がなされました。

研究会では、今後も会員の情報によって改定をしていくことしております。



業務情報をもとにしてQ & Aを作成しました

情報を整理して行くというロールプレイングという手法を用いて行いました。
どちらの研修会も昨今にはない内容の濃さで好評をいただきました。
産廃は奥が深く広い業務です。基本を理解しなければ応用もできません。
産廃業務研究会ではさらに情報を収集、調査研究に努め、有益な情報を提供してまいりたいと考えております。